



# 模倣品に関するトラブルにご注意！

—令和4年10月から水際取締りが強化されました—



インターネット通販で購入した商品が模倣品だった場合、個人使用目的であっても、税関による没収の対象になり、手元に届きません。

## 模倣品取締り強化でどう変わる？

令和4年9月30日まで

もし「模倣品」であっても  
個人使用目的なら受取可能



- 個人使用目的の模倣品(商標権又は意匠権を侵害するもの)は、税関による没収の対象外。
- 海外から送付された商品が、税関で商標権又は意匠権を侵害する疑いがあると判断された場合、消費者に認定手続開始通知書が送付される。
- 個人使用目的であると主張し、それが税関に認められれば、輸入が許可され、商品を受け取ることができる。

令和4年10月1日から

「模倣品」であれば  
個人使用目的でも受け取れない！



- 個人使用目的であっても、海外事業者から郵送等により送付される模倣品は税関による没収の対象に。
- 海外から送付された商品が、税関で商標権又は意匠権を侵害する疑いがあると判断された場合、消費者に認定手続開始通知書が送付される。
- 個人使用目的であると主張しても、その商品が海外の事業者から購入したものであれば、税関に没収され、受け取ることができない。

※税関で知的財産侵害の疑いのある物品を発見した場合には、当該物品が知的財産を侵害しているか否かを認定するため、「認定手続」が執られます。認定手続においては、権利者と輸入者に認定手続が開始された旨を通知し、それぞれが意見・証拠を提出して、提出された意見・証拠を基にして税関が知的財産の侵害の該否を認定します。

## 模倣品のトラブル防止には購入サイトの見極めが大切！

インターネットで事業者の**トラブル情報がない**か検索



**これらの項目に複数該当するサイトには要注意！**

- サイトのURLの表記が、ブランドの正式な英語表記と少しだけ異なる
- 日本語の字体、文章表現が不自然
- ブランド、メーカー品で価格が通常より安い
- 市場では希少なものがこのサイトでは入手可能となっている
- 事業者の名称、住所、電話番号が明確に表記されていない。嘘の情報が記載されている
- 海外の電話番号の国番号が住所地と異なる
- 事業者の名称、住所、代表者名などをインターネットで検索すると、他のサイトでも同一の内容が表示されている
- 問い合わせ先のメールアドレスがフリーメール
- 問合せ電話番号が通じない
- キャンセル、返品、返金のルールがどこにも記載されていない
- 支払方法が銀行振込に限定されている



海外事業者とのトラブル相談は、「188」に電話、または

越境消費者センター(CCJ)へ！

